

荒瀬ダム撤去技術研究委員会設置要綱

(設置)

第1条 荒瀬ダム撤去計画の策定など撤去準備を進めていくにあたり、これまでの「荒瀬ダム対策検討委員会」等による検討結果を踏まえながら、最新の知見やダムを取り巻く環境等の変化等について改めて確認・検証するとともに、県に対する指導・助言を得るため、荒瀬ダム撤去技術研究委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、以下の事務を所掌する。

- (1) 「荒瀬ダム対策検討委員会」等による検討結果についての確認・検証に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員及び顧問をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を統括する。
- 4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会は、必要の都度委員長が招集する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び顧問以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第4条 委員会の委員及び顧問の任期は平成22年9月30日までとする。

- 2 委員会の委員及び顧問が、その任期中において欠けた場合は、補欠の委員及び顧問を選任することができる。ただし、この場合における補欠の委員及び顧問の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、熊本県企業局総務経営課荒瀬ダム撤去準備室において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月8日から施行する。
- 2 第4条第1項に規定する委員会の委員及び顧問の任期は、同項の規定にかかわらず、必要に応じて延長することができる。